

公安委員会 説明資料No. 1	「雇用と年金の接続」に伴う 義務的再任用制度の導入について	平成24年10月25日 人総 事務 課
---------------------------	----------------------------------	------------------------

(略)

1 趣旨・経緯

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第2条において、「公務員共済の職域加算額の…廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし…別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるもの」とされたことから、副総理の下に設置された「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の議論を踏まえ、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）を改正し、退職等年金給付の新設等を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 退職等年金給付の新設

【資料1】

退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金からなる退職等年金給付を新設する。

(2) 財政運営等に係る規定の整備

【資料2、3】

退職等年金給付に係る掛金の徴収や裁定・支払い等の事務は各組合が行い、積立金は、地方公務員共済組合連合会が策定する「管理運用の方針」に基づき、組合が基本方針を定めて運用する。また、国・地方の財政調整の制度を整備する。

3 法改正に伴う警察職員に対する影響

【資料4】

(1) 退職年金

官民均衡を図るため、おおむね1割程度支給水準を抑制する。給付は、半分を終身年金、半分を有期年金（20年又は10年）又は一時金とする。

(2) 公務障害年金・公務遺族年金

① 給付事由から通勤を除外し、費用負担は労使折半とする。

② 公務遺族年金の受給権者から55歳未満の夫、父母等を除外する（ただし、特殊公務災害（生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査等に従事したことによる公務傷病）による死亡の場合を除く。）。

③ 最低保障額は、現行の水準を維持する。

(3) 特定警察職員（警部以下で退職）への影響

施行日前の組合員期間に応じた現行地共済法による職域加算額については老齢厚生年金の支給開始年齢から支給され、65歳以降は施行日後の組合員期間に応じた退職年金を併給する。

4 施行日

平成27年10月1日（一元化法と同日）

5 今後の予定

本法案は、警察庁及び総務省の共同請議であり、国会招集後速やかに閣議に諮ることができるよう閣議請議する。

公安委員会
説明資料NO. 3

犯罪被害者等給付金の裁定（東京都）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成24年10月25日
給与厚生課

(略)

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月22日(月) 午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 剣道大会 10月23日(火) 午前9時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

日本武道館

3 開催結果

(1) 柔道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	兵庫県警察	福岡県警察	警視庁
第2部	埼玉県警察	京都府警察	愛媛県警察
第3部	山口県警察	香川県警察	三重県警察

(2) 剣道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	大阪府警察	愛知県警察	千葉県警察
第2部	福岡県警察	兵庫県警察	岡山県警察
第3部	長崎県警察	大分県警察	愛媛県警察

(3) 全勝賞

区分	所属	階級	氏名	備考
柔道	兵庫県警察	巡查部長		
剣道	長崎県警察	巡查部長		

4 今後の大会予定

11月20日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会

※ 氏名は省略

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「地域警察における業務管理状況」について、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 効果的な巡視等による業務管理の徹底状況

- 警察本部では、全警察署・交番等を対象とする巡回業務指導計画を策定し、同計画に基づいた巡回業務指導が適切に行われていた。
- × 一方、交番等への巡回業務指導の重要性の認識不足から、その実施が低調な事例が認められたため、本部による直接の業務指導の重要性を認識し、巡回業務指導を徹底するよう指導した。
- 警察本部では、巡回業務指導において、勤務基準に則した勤務や警察署地域幹部による指導教養状況等の点検、警察署に対する改善命令の記録化が適切に行われていた。
- 警察署では、実施者、実施時間等に偏りのない巡視計画を策定し、同計画に基づいた巡視が適切に行われていた。
- × 一方、巡視の重要性の認識不足から、その実施が低調な事例が認められたため、巡視による業務管理の重要性を認識し、巡視を徹底するよう指導した。
- 警察署では、巡視を行う幹部が勤務員の服装、装備資機材の整備状況等を点検し、改善事項に対する是正指導が適切に行われていた。
- × 一方、口頭による指導で改善されたものは記録する必要がないとの誤った認識から、指導内容を記録していない事例が認められたため、事後の確認に資するため、指導内容を確実に記録するよう指導した。

(2) 勤務基準に則した勤務等の実施状況及び所外活動に係る報告等の徹底状況

- 警察本部及び警察署では、管内情勢等を勘案した勤務基準の見直し、勤務変更時や所外活動時の地域幹部等への報告連絡等について指示・徹底されていた。
- × 一方、警察本部では、所外活動時における私用携帯電話の携帯等に関する誤った認識から、警察署長による事前承認を指示していない事例が認められたため、事前承認の徹底を指導した。

(3) 地域警察官が取り扱う捜査書類等の管理状況

- 警察本部及び警察署では、地域警察官が取り扱う捜査書類の作成・引継・返戻状況を把握する制度が確立され、警察署では、地域幹部による捜査書類の作成状況等の把握、個人情報記載された書類の施錠設備付保管庫への保管、捜査書類の作成が不得手な勤務員への指導教養が適切に行われていた。
- × 一方、警察本部では、捜査書類の返戻状況の把握に係る警察庁の指示が徹底されず、返戻状況を把握するための制度を確立していない事例が認められたため、制度を確立するよう指導した。

なお、警察庁において、警察署地域幹部が捜査書類の作成を指導し、専務係との間で自ら引継・返戻を行うための具体的なポイントを示し、都道府県警察の確実な取組を促すこととした。

(4) 拳銃等の適正な保管管理状況

- 警察本部及び警察署では、交番に比べて保管時間が長いなどの特性を有する駐在所での拳銃の保管責任についての意識付け、駐在所を不在にする場合の警察署拳銃保管庫等への保管、拳銃奪取事案への対処訓練の推進について指示・徹底されていた。

1 総合セキュリティ対策会議について

総合セキュリティ対策会議は、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について検討を行うことを目的とする生活安全局長主催の私的懇談会。

2 平成24年度総合セキュリティ対策会議の検討テーマの追加

(1) サイバー犯罪捜査の課題と対策（追加テーマ）

先般、インターネット掲示板等への犯行予告事案において、犯行に使用された端末内から第三者による遠隔操作を可能とする新種のウイルスが発見され、逮捕された者について、その後の捜査により、犯人ではなかったと認められたこと等を受けて、「サイバー犯罪捜査の課題と対策」を検討テーマとして追加。

(2) 官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進（既存テーマ）

違法・有害情報に関連して問題が認められる次の3項目としている。

- インターネット上の広告業界との連携の在り方及び自主的取組の促進
- 匿名サイトの自主的管理強化の促進
- インターネット・ホットラインセンターの民間費用負担の在り方

3 平成24年度総合セキュリティ対策会議の構成員の追加

検討テーマの追加に伴い、既に委嘱した委員に加えて、ウイルス対策ソフト開発事業者及び学識経験者から数名程度を新たに委員に追加予定。

4 今後のスケジュール

- (1) 平成24年10月10日、第1回会議開催済み。
- (2) 11月中を目途に第2回会議を開催予定。
- (3) 以後、年度末までに2～3回程度開催し、報告書を取りまとめる。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 7</p>	<p>インターネットを利用した犯行予告 ・ウイルス供用事件について</p> <p>(警視庁・神奈川県警察・三重県警察・大阪府警察)</p>	<p>平成24年10月25日 捜査第一課 刑事企画課 少年犯罪対策課 情報技術犯罪対策課 情報技術解析課</p>
-------------------------------	---	--

1 関係警察による謝罪

10月19日に三重県警察、20日に神奈川県警察、21日に警視庁・大阪府警察において、誤認逮捕した4名の方にそれぞれ謝罪した。

2 関係警察による検証

関係都府県警察において、取調べの問題を含め、捜査上の問題点について、検証中。

3 合同捜査本部の設置

10月19日、警視庁、神奈川県警察、三重県警察及び大阪府警察において、140名体制の「インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件合同捜査本部」を設置し、捜査を推進中。

4 有識者等を交えたコンピュータウイルスを用いた犯罪に関する協議会の設置（警視庁）

10月19日、警視庁において、コンピュータウイルスを用いた犯罪に関する対策を推進するため、有識者及び情報セキュリティ関連企業を交えた協議会を設置し、10月23日に第1回会合を開催した。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 8</p>	<p>F A T F 対日審査フォローアップ</p> <p>結果について（第4回報告）</p>	<p>平成24年10月25日</p> <p>犯罪収益移転防止管理官</p>
<p>1 経緯</p> <p>平成20年に実施されたF A T F 対日審査の指摘に対し、過去3回フォローアップ報告を行っている（日本が事務局に提出した報告書を事務局が審査し、全体会合に報告。）。6月の全体会合への第3回報告時、顧客管理部分について、日本と事務局で多くの見解の相違が存在するため、次回会合に向け両者で議論する必要がある旨が決定された。</p> <p>同決定を受け、顧客管理部分については議論を経て、10月18日の全体会合で事務局から日本の第4次報告書に対する報告を行った。</p> <p>2 結果概要</p> <p>(1) 事務局報告の概要</p> <p>① 顧客管理</p> <p>ア 我が国と事務局との間で9月3日にパリで協議、更に10月14日にオランダ及びカナダの専門家を交えた専門家会合を行った他、電話、メール等で相互の理解を深めてきた。</p> <p>イ 日本の説明を理解したものもあるが、「真の受益者」や「継続的顧客管理」について、我が国の法令でF A T F 基準で求められている義務の一部が明確には記載されていない。</p> <p>② その他</p> <p>テロ行為に対する物質的支援の犯罪化、テロリストの資産凍結、パレルモ条約の締結について、進展が乏しい。</p> <p>(2) 決定事項</p> <p>事務局報告を受け、引き続き次回平成25年2月会合においてフォローアップ報告書の提出を我が国に求めることが採択された。</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 9</p>	<p>一定の症状を呈する病気等に係る 運転免許制度の在り方に関する 提言について</p>	<p>平成24年10月25日 運 転 免 許 課</p>
<p>1 経緯等</p> <p>(1) 本年6月から開催してきた「一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」から一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言を受けるもの</p> <p>(2) 本年6月から計6回開催 第1回 平成24年6月5日(火) 第2回 平成24年6月26日(火) 第3回 平成24年7月26日(木) 第4回 平成24年8月28日(火) 第5回 平成24年9月19日(水) 第6回 平成24年10月16日(火)</p> <p>(3) 10月25日、同検討会の藤原座長(中央大学法科大学院教授)から小平国家公安委員会委員長に提出</p> <p>2 提言のポイント</p> <p>(1) 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策 P7-P14</p> <p>ア 運転に支障を及ぼす症状について虚偽申告した者に対する罰則の整備が必要</p> <p>イ 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれが認められる患者について、医師がその判断により任意に届け出る仕組みが必要</p> <p>(2) 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策 P14-P16</p> <p>病気等を理由に免許を取り消された者が再取得する場合には試験の一部を免除するなどの負担軽減を図るべき</p> <p>(3) 病状が判明するまでの間の運転免許の取扱い P16-P17</p> <p>一定の症状を呈する病気等に該当する疑いが客観的事実により認められる場合には免許の効力を暫定的に停止すべき</p> <p>(4) その他 P17-P20</p> <p>ア 物損事故を含む交通事故情報のデータベース化が必要</p> <p>イ 申請時・更新時の診断書提出義務の導入は不適當</p> <p>ウ 制度運用上の改善事項</p> <p>(ア) 家族からの相談を促進するための積極的働き掛け</p> <p>(イ) 関係する団体等への協力要請</p> <p>(ウ) 運用基準の合理的見直しに向けた専門家との継続的協議</p> <p>3 今後の予定等</p> <p>提言を踏まえ、制度改正に向けた道路交通法の改正案を次期通常国会に提出すべく検討を進める。</p>		

(※ 別紙省略)